

「外国人学校における保健衛生環境整備事業
地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業」
審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業の委託先を選定するため、文部科学省大臣官房国際課が設置する「外国人学校における保健衛生環境整備事業」委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類選考と面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。各委員の点数の平均点はその企画提案の評価点となる。なお、評価点が最も高い者が複数いた場合には、委員会で議論し、委員会の総意として優劣を決定する。

III 採択案件の決定方法

原則として評価点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 公募要項中の以下の各業務内容について、事業推進の方法、内容、目標等が、公募要領の記載、及び「外国人学校の保健衛生環境に係る有識者会議」の最終とりまとめの内容を十分に踏まえたものであり、かつ具体性・適正性・効率性に優れていること。
 - (1) 地域の外国人学校の把握、及び保健衛生に係る課題の調査
 - (2) 地域の外国人学校の保健衛生の確保に向けた関係者会議等の開催
 - (3) 地域の外国人学校における保健衛生の確保に向けた取組の支援
 - (4) 成果報告書等の作成、及び成果の普及促進
- ③ 本事業の実施に当たり、文部科学省や地方自治体内の関係部署、外国人学校、医療関係者等、並びに「全国プラットフォーム事業」の受託団体等の多様な関係団体との連携を図ることができること。
- ④ 本事業における取組を、他の地方自治体を含む関係者に対し幅広く情報発信を行うとともに、情報発信に当たり、外国人学校等に適切に情報が届くよう工夫した方策を提案していること。
- ⑤ 不要な経費が計画に入っておらず、経費の設定が妥当であること。また、全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業の実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともに事業の実施に十分なマネジメント力を有していること。
- ③ 地域の実情に応じて、外国語対応の可能な職員や、多文化共生に関する知見又は実績を有する職員を配置していること。
- ④ 地域の関係者が参画する検討会等の設置・運営に関する知見又は実績を有していること。
- ⑤ 地域の外国人学校等に対する保健衛生の取組に関する知見又は実績を有していること。

V 評価基準

1. IV. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施主体に関する評価」におけるそれぞれの項目については以下の5段階評価にて採点を行う。

評価項目	点数配分 (合計110点)	評価基準				
		大変 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
1①	15	15	10	6	3	1
1②(1)	5	5	4	3	2	1
1②(2)	5	5	4	3	2	1
1②(3)	5	5	4	3	2	1
1②(4)	5	5	4	3	2	1
1③	15	15	10	6	3	1
1④	5	5	4	3	2	1
1⑤	5	5	4	3	2	1
2①	10	10	7	5	3	1
2②	10	10	7	5	3	1
2③	10	10	7	5	3	1
2④	10	10	7	5	3	1
2⑤	5	5	4	3	2	1

参考：各評価項目と提出資料等との関係について

評価項目	評価の根拠とする資料及び項目等
1①	企画提案書 I-1, 3, 4
1②(1)	企画提案書 I-3(1)
1②(2)	企画提案書 I-3(2)
1②(3)	企画提案書 I-3(3)
1②(4)	企画提案書 I-3(4)
1③	企画提案書 I-3(5), 6
1④	企画提案書 I-3
1⑤	企画提案書 II-1, 2
2①	企画提案書 I-6(1), (3)
2②	企画提案書 I-6(1), (2), (3)
2③	企画提案書 I-6(1), (3)
2④	企画提案書 I-6(3)
2⑤	企画提案書 I-6(3)